

◎子どもの貧困対策の推進に関する法

律

(平成二五年六月二六日法律第六四号(衆)

一、提案理由(平成二五年六月四日・衆議院本会議)

○松本純君 たいま議題となりました各案について申し上げます。

……(略)……

次に、子どもの貧困対策の推進に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進しようとするものであります。

本案は、去る五月三十一日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会において、子供の貧困対策の推進に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年六月一九日)

○武内則男君 たいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、子どもの貧困対策の推進に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念、国等の責務、対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長松本純君より趣旨説明を聴取した後、子どもの貧困対策の具体的内容、子どもの貧困解消についての数値目標の必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知を

願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。